



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年2月8日金曜日 第1329号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	153
土地改良区役員の退任の届出.....	154
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	154
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	154
肥料登録有効期間の更新.....	154
保安林の指定（3件）.....	154
保安林予定森林.....	155
保安林の指定施業要件の変更予定.....	155
公有水面埋立免許の出願.....	156
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	158
道路の区域変更（県道松山東部環状線外）.....	160
道路の供用開始（"）.....	160
道路の区域変更（一般国道441号外）.....	160
道路の供用開始（"）.....	161
開発行為に関する工事の完了.....	161
道路の位置の指定.....	161

## 公 告

せん孔業務の委託.....	161
歯科技工士試験の実施.....	162

## 公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示.....	163
---------------------	-----

## 選挙管理委員会告示

政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出.....	164
---------------------------	-----

## 任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	172
---------------	-----

## 正 誤

平成14年1月15日付け第1322号愛媛県告示第74号（開発行為に関する工事の完了）中.....	172
--	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	渡 邊 勝 司	東予市広江201番地

"	渡 邊 隆 義	東予市広江80番地
"	久 米 清 敬	東予市広江393番地
"	塩 崎 萬	東予市今在家98番地 4
"	佐名木 幸 雄	東予市今在家92番地
"	高 橋 克 典	東予市今在家57番地 3
監 事	丹 下 博 夫	東予市広江274番地 4
"	越 智 清 文	東予市今在家131番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 邊 繁 男	東予市広江 2 番地
"	久 米 静 雄	東予市広江343番地
"	久 米 三 郎	東予市広江268番地
"	藤 田 勉	東予市今在家296番地
"	真 田 治 夫	東予市今在家87番地 2
"	近 藤 幸 雄	東予市今在家263番地 4
監 事	渡 邊 義 雄	東予市広江208番地 2
"	篠 原 章 一	東予市今在家71番地

### ○愛媛県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町緑僧都土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 本 亘	南宇和郡城辺町緑乙851番地
"	藤 時 昌 治	南宇和郡城辺町緑乙1220番地
"	谷 口 功	南宇和郡城辺町緑乙3684番地
"	凝 地 利 秋	南宇和郡城辺町緑甲829番地 1
"	倉 本 善四郎	南宇和郡城辺町緑甲332番地
"	浜 本 今朝男	南宇和郡城辺町緑丙776番地
"	岡 元 完 六	南宇和郡城辺町僧都36番地
"	面 田 貴	南宇和郡城辺町甲4109番地 2
監 事	西 本 政 夫	南宇和郡城辺町緑乙1198番地
"	前 田 直 寿	南宇和郡城辺町緑乙1209番地
"	岩 村 逸 夫	南宇和郡城辺町緑甲201番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 本 亘	南宇和郡城辺町緑乙851番地
"	藤 時 吉 昭	南宇和郡城辺町緑乙1212番地

"	谷 口 功	南宇和郡城辺町緑乙3063番地
"	立 花 進	南宇和郡城辺町甲855番地
"	久 徳 彰	南宇和郡城辺町甲1848番地
"	浜 本 今朝男	南宇和郡城辺町緑丙776番地
"	岡 元 完 六	南宇和郡城辺町僧都36番地
"	面 田 貴	南宇和郡城辺町甲4109番地 2
監 事	西 本 政 夫	南宇和郡城辺町緑乙1198番地
"	前 田 直 寿	南宇和郡城辺町緑乙1209番地
"	岩 村 正 男	南宇和郡城辺町緑甲337番地

○愛媛県告示第 265 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、土居町上野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	亀 井 三喜太	宇摩郡土居町大字上野2680番地 1

○愛媛県告示第 266 号

新居浜市旦之上土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第9項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新居浜市旦之上土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - 新居浜市旦之上土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成14年2月12日から3月11日まで
- 縦覧場所  
新居浜市役所

○愛媛県告示第 267 号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・表前地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の2第5項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 野村町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・表前地区）計画書の写し
  - 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し

- 縦覧期間  
平成14年2月12日から3月11日まで
- 縦覧場所  
野村町役場

○愛媛県告示第 268 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成17年1月30日	愛媛県第1214号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地
平成17年1月30日	愛媛県第1215号	混合有機質肥料	混合有機質肥料2号	窒素全量 5.0 りん酸全量 10.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地
平成17年1月30日	愛媛県第1216号	混合有機質肥料	混合有機質肥料3号	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地

○愛媛県告示第 269 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 保安林の所在場所  
周桑郡丹原町大字楠窪第2号130の1、第2号130の2、第2号134の1、第2号134の3、第2号134の4、第2号134の7、第2号134の9、第2号134の13、第2号134の15から第2号134の18まで、第2号255の1、第2号255の2、第2号255の4、第2号255の7、第2号255の9から第2号255の11まで、第2号255の13、第2号255の38、第2号263の1から第2号263の3まで、第2号263の6、第2号263の7、第2号263の11、第2号263の17、第2号263の28、第2号299、第2号303の1、第2号303の4、第2号303の6、第2号303の12、第2号303の13、第2号303の19から第2号303の21まで、第2号303の29、第2号304、第2号306の1、第2号306の2、第2号308の1、第2号308の2
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び丹原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第270号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 保安林の所在場所

周桑郡丹原町大字楠窪第2号462、第2号469の4、第2号469の7、第2号472、第2号474、第2号563、第2号570の2、第2号570の6、第2号570の8、第2号570の9、第2号572の1、大字明河第8号261、第8号266、第8号269、第8号281、第8号463、第8号473、第8号474、第8号475の1から第8号475の4まで、第8号478、第8号484、第8号485の1、第8号487、第8号488の2、第8号489の39から第8号489の41まで

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び丹原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第271号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 保安林の所在場所

周桑郡丹原町大字楠窪第2号17、第2号32、第2号39の1、第2号50、第2号51、第2号53の1、第2号53の3、第2号54、第2号56、第2号59の1、第2号59の2、第2号62の1、第2号166の1、第2号166の2、第2号177、第2号180、第2号208の1、第2号208の2、第2号210、第2号211、第2号212の1から第2号212の3まで、第2号214、第2号217、第2号218の1、第2号218の2、第2号220、第2号227、第2号335の1、第2号342、第2号343、第2号349、第2号353、第2号354、第2号358、第2号361、第2号362の1、第2号362の2、第2号363、第2号373から第2号375まで、第2号378、第2号384、第2号388、第2号398、庚33、庚36、庚39、庚40

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び丹原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第272号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 保安林予定森林の所在場所

北条市猿川原字本谷乙211の1

## 2 指定の目的

公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び北条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第273号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

北条市猿川原字本谷乙211の1(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び北条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 274 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局建設部及び三崎町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月8日

三崎港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡三崎町三崎1848番地先から同4345番地先に至る公有水面

イ 区域

次の1点から62点までを順次直線で結んだ線並びに62点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L+2.30メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西宇和郡三崎町三崎1848番地先の赤坂第二防波堤に設置された金属錐)は、北緯33度23分14秒、東経132度07分02秒の地点

1点は、基点から真北346度21分00秒82.85メートルの地点

2点は、1点から真北166度53分23秒3.97メートルの地点

3点は、2点から真北251度37分05秒1.37メートルの地点

4点は、3点から真北254度27分38秒3.59メートルの地点

5点は、4点から真北256度31分44秒3.54メートルの地点

6点は、5点から真北258度40分15秒5.28メートルの地点

7点は、6点から真北260度39分20秒4.56メートルの地点

8点は、7点から真北261度40分00秒2.55メートルの地点

9点は、8点から真北261度59分42秒4.85メートル

の地点

10点は、9点から真北261度13分47秒7.77メートル

の地点

11点は、10点から真北171度13分19秒1.52メートル

の地点

12点は、11点から真北261度14分03秒4.86メートル

の地点

13点は、12点から真北260度57分20秒2.77メートル

の地点

14点は、13点から真北350度43分11秒1.51メートル

の地点

15点は、14点から真北260度01分28秒7.67メートル

の地点

16点は、15点から真北258度49分20秒5.36メートル

の地点

17点は、16点から真北257度50分57秒5.36メートル

の地点

18点は、17点から真北256度52分23秒5.35メートル

の地点

19点は、18点から真北256度03分30秒3.53メートル

の地点

20点は、19点から真北255度17分19秒4.90メートル

の地点

21点は、20点から真北254度23分43秒4.90メートル

の地点

22点は、21点から真北253度30分46秒2.12メートル

の地点

23点は、22点から真北253度29分26秒1.97メートル

の地点

24点は、23点から真北253度30分39秒0.81メートル

の地点

25点は、24点から真北252度24分28秒7.07メートル

の地点

26点は、25点から真北251度13分42秒5.81メートル

の地点

27点は、26点から真北250度10分04秒5.81メートル

の地点

28点は、27点から真北249度05分37秒5.80メートル

の地点

29点は、28点から真北247度56分45秒6.86メートル

の地点

30点は、29点から真北246度42分06秒6.86メートル

の地点

31点は、30点から真北246度01分32秒0.98メートル

の地点

32点は、31点から真北245度20分26秒5.92メートル

の地点

33点は、32点から真北244度10分57秒6.89メートル

の地点

34点は、33点から真北242度55分21秒6.90メートル

の地点

35点は、34点から真北242度17分09秒4.04メートル

の地点

36点は、35点から真北 152 度17分25秒3 .00メートルの地点  
 37点は、36点から真北 252 度47分51秒1 .65メートルの地点  
 38点は、37点から真北 152 度17分34秒6 .00メートルの地点  
 39点は、38点から真北 242 度17分18秒9 .23メートルの地点  
 40点は、39点から真北 238 度17分29秒4 .01メートルの地点  
 41点は、40点から真北 239 度36分13秒 16 .02 メートルの地点  
 42点は、41点から真北 241 度03分16秒 20 .01 メートルの地点  
 43点は、42点から真北 241 度05分06秒 10 .00 メートルの地点  
 44点は、43点から真北 236 度56分01秒 16 .18 メートルの地点  
 45点は、44点から真北 236 度43分04秒 15 .12 メートルの地点  
 46点は、45点から真北 237 度07分33秒5 .47メートルの地点  
 47点は、46点から真北 240 度28分50秒5 .77メートルの地点  
 48点は、47点から真北 243 度03分29秒3 .20メートルの地点  
 49点は、48点から真北 246 度29分01秒5 .73メートルの地点  
 50点は、49点から真北 249 度22分16秒5 .53メートルの地点  
 51点は、50点から真北 255 度54分52秒5 .07メートルの地点  
 52点は、51点から真北 257 度34分56秒4 .82メートルの地点  
 53点は、52点から真北 258 度24分20秒4 .58メートルの地点  
 54点は、53点から真北 258 度49分12秒4 .32メートルの地点  
 55点は、54点から真北 257 度24分13秒3 .96メートルの地点  
 56点は、55点から真北 255 度41分09秒3 .50メートルの地点  
 57点は、56点から真北 246 度48分57秒3 .10メートルの地点  
 58点は、57点から真北 239 度46分43秒3 .40メートルの地点  
 59点は、58点から真北 236 度38分55秒2 .58メートルの地点  
 60点は、59点から真北 237 度47分13秒3 .01メートルの地点  
 61点は、60点から真北 237 度46分48秒3 .21メートルの地点  
 62点は、61点から真北 278 度05分51秒 16 .39 米

ルの地点

ウ 面積

2,335.69平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡三崎町三崎1848番から同4345番に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のあ点からサ点までを順次直線で結んだ線及びサ点とあ点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡三崎町三崎1848番地先の赤坂第二防波堤に設置された金属錐）は、北緯33度23分14秒、東経 132 度07分02秒の地点

あ点は、基点から真北 348 度03分51秒 93 .58 メートルの地点

い点は、あ点から真北 168 度26分02秒 87 .01 メートルの地点

う点は、い点から真北 249 度28分23秒296 .05メートルの地点

え点は、う点から真北 317 度33分04秒 78 .90 メートルの地点

お点は、え点から真北46度26分20秒5 .97メートルの地点

か点は、お点から真北38度57分05秒4 .29メートルの地点

き点は、か点から真北43度21分13秒7 .14メートルの地点

く点は、き点から真北46度29分11秒3 .54メートルの地点

け点は、く点から真北53度36分30秒4 .72メートルの地点

こ点は、け点から真北52度22分05秒3 .53メートルの地点

さ点は、こ点から真北50度36分56秒2 .75メートルの地点

し点は、さ点から真北 325 度56分10秒 12 .03 メートルの地点

す点は、し点から真北65度39分35秒1 .69メートルの地点

せ点は、す点から真北61度11分21秒4 .34メートルの地点

そ点は、せ点から真北55度34分42秒6 .91メートルの地点

た点は、そ点から真北70度30分25秒6 .59メートルの地点

ち点は、た点から真北79度28分58秒5 .98メートルの地点

つ点は、ち点から真北83度03分12秒5 .78メートルの地点

て点は、つ点から真北83度31分20秒6 .90メートルの地点

と点は、て点から真北 163 度16分55秒3 .19メートルの地点

な点は、と点から真北 134 度52分47秒1 35メートルの地点  
 に点は、な点から真北65度12分27秒0 46メートルの地点  
 め点は、に点から真北 174 度15分15秒1 46メートルの地点  
 ね点は、め点から真北84度18分24秒 10 .17 メートルの地点  
 の点は、ね点から真北86度28分13秒8 43メートルの地点  
 は点は、の点から真北69度00分29秒4 43メートルの地点  
 ひ点は、は点から真北69度10分45秒1 37メートルの地点  
 ふ点は、ひ点から真北69度32分54秒1 .73メートルの地点  
 へ点は、ふ点から真北67度30分08秒5 30メートルの地点  
 ほ点は、へ点から真北62度06分46秒5 .66メートルの地点  
 ま点は、ほ点から真北 333 度23分48秒0 .67メートルの地点  
 み点は、ま点から真北63度24分23秒 10 .73 メートルの地点  
 む点は、み点から真北60度41分16秒 16 .11 メートルの地点  
 め点は、む点から真北59度25分44秒 10 .01 メートルの地点  
 も点は、め点から真北59度24分47秒0 86メートルの地点  
 や点は、も点から真北 154 度07分12秒1 83メートルの地点  
 ゆ点は、や点から真北 155 度44分58秒2 40メートルの地点  
 よ点は、ゆ点から真北61度24分25秒 15 .73 メートルの地点  
 ら点は、よ点から真北62度14分31秒 31 .06 メートルの地点  
 り点は、ら点から真北65度22分52秒 20 .74 メートルの地点  
 る点は、り点から真北66度08分41秒 32 .64 メートルの地点  
 れ点は、る点から真北61度50分10秒8 85メートルの地点  
 ろ点は、れ点から真北66度27分30秒5 46メートルの地点  
 わ点は、ろ点から真北74度07分01秒2 39メートルの地点  
 を点は、わ点から真北74度18分34秒 11 43 メートルの地点  
 ん点は、を点から真北76度18分36秒4 .01メートルの地点  
 ア点は、ん点から真北76度15分11秒7 .15メートルの

地点

イ点は、ア点から真北79度05分43秒2 80メートルの地点

ウ点は、イ点から真北87度49分40秒2 90メートルの地点

エ点は、ウ点から真北81度28分09秒4 45メートルの地点

オ点は、エ点から真北78度34分08秒 10 .10 メートルの地点

カ点は、オ点から真北75度37分30秒 19 .19 メートルの地点

キ点は、カ点から真北75度47分41秒1 97メートルの地点

ク点は、キ点から真北82度04分14秒2 83メートルの地点

ケ点は、ク点から真北82度00分38秒5 .76メートルの地点

コ点は、ケ点から真北80度44分16秒6 59メートルの地点

サ点は、コ点から真北80度04分26秒1 62メートルの地点

ウ 面積

29 291 65平方メートル

### 3 埋立地の用途

護岸用地 約 1,940平方メートル

道路用地 約 380平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

### 4 出願年月日

平成14年 1月30日

## ○愛媛県告示第 275 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伯方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

### 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

### 2 埋立区域

#### (1) 位置

ア A 箇所

越智郡伯方町大字北浦字竹田乙 137 番 7 から同字周田甲 168 番 2 に至る間の地先公有水面

イ B 箇所

越智郡伯方町大字北浦字竹田乙 903 番 2 から同乙 157 番 1 に至る間の地先公有水面

## ウ C箇所

越智郡伯方町大字北浦字竹田乙 157 番 1 から同甲 2  
05番 1 に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

## ア A箇所

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに  
11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( T . P + 1 .  
85メートル ) の陸と公有水面との接する線により囲ま  
れた区域

基点A ( 越智郡伯方町大字北浦字竹田乙 137 番 7 地  
先の県道敷に設置された金属錐 ) は、北緯34度13分18  
秒、東経 133 度06分39秒の地点

1 点は、基点から真北 150 度23分43秒 12.55 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 177 度56分02秒 4.44メートルの地点

3 点は、2 点から真北 216 度08分11秒 4.00メートルの地点

4 点は、3 点から真北 179 度39分37秒 2.53メートルの地点

5 点は、4 点から真北 180 度08分30秒 10.11 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 180 度54分05秒 10.11 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 181 度38分38秒 10.11 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 182 度07分26秒 2.35メートルの地点

9 点は、8 点から真北 181 度20分54秒 5.43メートルの地点

10 点は、9 点から真北 90 度25分12秒 1.50メートルの地点

11 点は、10 点から真北 179 度15分48秒 7.56メートルの地点

## イ B箇所

次の12点から23点までを順次直線で結んだ線並びに  
23点と12点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( T . P + 1 .  
85メートル ) の陸と公有水面との接する線により囲ま  
れた区域

基点B ( 越智郡伯方町大字北浦字竹田乙 903 番 2 に  
設置された金属錐 ) は、北緯34度13分14秒、東経 133  
度06分39秒の地点

12 点は、基点から真北 142 度36分48秒 11.06 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 161 度20分02秒 4.42メートルの地点

14 点は、13 点から真北 250 度58分17秒 1.80メートルの地点

15 点は、14 点から真北 160 度41分26秒 0.97メートルの地点

16 点は、15 点から真北 160 度51分53秒 25.43 メートルの地点

17 点は、16 点から真北 160 度46分07秒 31.53 メートルの地点

## ルの地点

18 点は、17 点から真北 160 度42分47秒 28.03 メートルの地点

19 点は、18 点から真北 160 度18分23秒 7.08メートルの地点

20 点は、19 点から真北 161 度53分21秒 5.09メートルの地点

21 点は、20 点から真北 163 度06分12秒 5.11メートルの地点

22 点は、21 点から真北 164 度26分20秒 5.14メートルの地点

23 点は、22 点から真北 165 度46分31秒 3.84メートルの地点

## ウ C箇所

次の24点から33点までを順次直線で結んだ線並びに  
33点と24点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( T . P + 1 .  
85メートル ) の陸と公有水面との接する線により囲ま  
れた区域

基点C ( 越智郡伯方町大字北浦字竹田乙 157 番 1 地  
先の堤敷に設置された金属錐 ) は、北緯34度13分10秒、  
東経 133 度06分40秒の地点

24 点は、基点から真北 115 度45分45秒 10.95 メートルの地点

25 点は、24 点から真北 170 度43分12秒 5.09メートルの地点

26 点は、25 点から真北 173 度35分41秒 5.25メートルの地点

27 点は、26 点から真北 175 度58分18秒 5.28メートルの地点

28 点は、27 点から真北 179 度36分03秒 5.31メートルの地点

29 点は、28 点から真北 182 度47分29秒 4.27メートルの地点

30 点は、29 点から真北 185 度10分25秒 3.97メートルの地点

31 点は、30 点から真北 187 度58分00秒 2.48メートルの地点

32 点は、31 点から真北 192 度22分08秒 4.71メートルの地点

33 点は、32 点から真北 197 度20分42秒 1.68メートルの地点

## (3) 面積

ア A箇所 728.65平方メートル

イ B箇所 1,644.90平方メートル

ウ C箇所 206.04平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年1月21日 愛媛県指令11港第553号、伯方町指  
令建開第2号

## 4 しゅん功認可年月日

平成14年2月8日

○愛媛県告示第 276 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市安城寺町733番 1 地先から 同町733番 3 まで	旧	メートル 4.6 ~ 4.8	キロメートル 0.043	
			新	13.0 ~ 14.4	0.043	
"	"	松山市吉藤五丁目996番 7 から 同市吉藤五丁目998番 2 まで	旧	5.0 ~ 8.5	0.084	
			新	7.0 ~ 15.0	0.084	
"	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2751番 2 から 同町甲2753番 2 まで	旧	3.7 ~ 4.2	0.049	
			新	8.0 ~ 8.7	0.049	

○愛媛県告示第 277 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市安城寺町733番 1 地先から 同町733番 3 まで	平成14年 2月 8日
"	"	松山市吉藤五丁目996番 7 から 同市吉藤五丁目998番 2 まで	"
"	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2751番 2 から 同町甲2753番 2 まで	"

○愛媛県告示第 278 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡広見町大字大宿2203番 4	旧	メートル 5.7 ~ 13.0	キロメートル 0.096	
			新	7.2 ~ 41.8	0.096	
"	"	北宇和郡広見町大字国遠736番 2 から 同大字195番まで	旧	8.8 ~ 18.6	0.171	
			新	8.8 ~ 29.2	0.171	
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川247番 3 から 同大字248番 3 まで	旧	6.3 ~ 10.7	0.095	
			新	15.3 ~ 23.8	0.095	



"	"	北宇和郡松野町大字奥野川92番2から	旧	3.5 ~ 7.9	0.105	
		同大字89番2まで	新	16.0 ~ 21.8	0.105	

○愛媛県告示第 279 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	北宇和郡広見町大字大宿2203番4	平成14年2月8日
"	"	北宇和郡広見町大字国遠736番2から 同大字195番まで	"
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川247番3から 同大字248番3まで	"
"	"	北宇和郡松野町大字奥野川92番2から 同大字89番2まで	"

○愛媛県告示第 280 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局伊土検（開）第35号 平成14年1月22日	伊予市下吾川字柳117番3	伊予市上吾川甲2308番地 米 澤 優 和
松局建（開）第21号 平成14年1月23日	北条市久保字垣根55番2	北条市中須賀336番地 河 野 成 博
松局建（開）第22号 平成14年1月24日	温泉郡川内町大字南方字曲り2733番、2734番1、2734番2、2736番1、2736番6、2737番1、2740番2及び2740番3	松山市水泥町1282番1 オオノ開発株式会社 代表取締役 大 野 照 旺

○愛媛県告示第 281 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予三島市金子二丁目字鑄鐘2174番1、2174番2、2175番1、2175番6、2178番、2180番1、2175番1地先農道、2175番6地先農道及び2178番地先農道

2 申請人の住所氏名

伊予三島市金子二丁目6番33号  
森実木材株式会社

代表取締役 森実 敏明

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
せん孔業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量

- ア 愛媛県庁の庁舎内で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式
- イ 愛媛県庁の庁舎外で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
愛媛県庁
- (6) 入札方法  
(2)に掲げる業務ごとにそれぞれ入札に付する。  
なお、入札金額は、処理する英数字又は片仮名文字1字当たりの単価を記載し、当該単価には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のせん孔業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に納入し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県企画情報部統計課管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）941 2111 内線 2220
- (2) 入札書の受領期限  
平成14年3月22日（金）午後5時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成14年3月28日（木）午前10時  
愛媛県企画情報部統計課システム設計室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered :
- a) Punch service of computer data and other related services performed within Ehime Prefectural Government, 1 set
- b) Punch service of computer data and other related services performed at private companies for the Ehime Prefectural Government , 1 set
- (2) Time limit of tender : 5:00 p.m. , 22 March 2002
- (3) For further information , please contact :  
Information Management Section , Statistics Division , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 941 2111 Ext 2220

## ○公 告

## 歯科技工士試験の実施について

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成14年歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成14年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 試験の場所

- (1) 学説試験  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第一別館11階大会議室
- (2) 実地試験  
伊予郡砥部町高尾田543番地  
愛媛県立歯科技術専門学校

## 2 試験の日時

- (1) 学説試験  
平成14年3月7日（木）午前9時
- (2) 実地試験  
平成14年3月8日（金）午前8時30分

## 3 受験願書の提出期間

平成14年2月12日（火）から19日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 4 受験願書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部保健福祉課

## 公安委員会告示

## ○愛媛県公安委員会告示第3号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年  
国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年2月8日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

遊技機 の種類	遊技機 の区分	型式の名称	製造業者名	申請者		検定 番号	検定の有 効期間
				氏名（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）	住所（法人にあつては、主 たる事務所の所在地）		
ぱちんこ 遊技機	第1種	CR福ふく神S	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア （井置 定男）	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	5921	愛媛県公安委 員会告示の日 から3年間
	"	CR柔キッズ極編Z2	京楽産業株式会社	京楽産業株式会社 （榎本 宏）	愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目20番8号	5922	
	第3種	CRギンギンタクシー 3号A	豊丸産業株式会社	豊丸産業株式会社 （永野 裕豊）	愛知県名古屋市中村区长戸井 町三丁目12番地	5925	
	"	CRギンギンタクシー 2号A	"	"	"	5926	
	第1種	CRフィーバードデカ ザウルスJ14	株式会社三共	株式会社三共 （毒島 秀行）	群馬県桐生市境野町六丁目46 0番地	5927	
	"	CRフィーバーセブン ミッションSP	"	"	"	5928	
	"	CRフィーバードデカ ザウルスJ11	"	"	"	5929	
	"	CRグラディエーター X1	京楽産業株式会社	京楽産業株式会社 （榎本 宏）	愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目20番8号	5930	
	"	CRグラディエーター Z2	"	"	"	5931	
	"	福ふく神SV	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア （井置 定男）	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	5933	
	"	CRかっぱ64F	株式会社藤商事	株式会社藤商事 （松元 邦夫）	大阪府大阪市中央区内本町一 丁目1番4号	5934	
	第2種	CRプッチモン	株式会社大一商会	株式会社大一商会 （市原 茂）	愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目22番地	5935	
	第1種	CRフィーバーセブン ミッションGP	株式会社三共	株式会社三共 （毒島 秀行）	群馬県桐生市境野町六丁目46 0番地	5936	
	第3種	CRダイナマイトキュー ティー	株式会社ニューギン	株式会社ニューギン （新井 悠司）	愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目56番地	5938	
	第1種	CR・帰ってきた黄門 ちゃまK	株式会社平和	株式会社平和 （中島 潤）	群馬県桐生市広沢町二丁目30 14番地の8	5939	
回胴式遊 技機	回胴式	スーパーリノX	山佐株式会社	山佐株式会社 （佐野 慎一）	岡山県新見市高尾362番地の 1	5917	
	"	タイムパーク	"	"	"	5918	
	"	リノオキナワX-30	"	"	"	5919	
	"	エルフドリーム1	日本回胴式遊技機 工業株式会社	日本回胴式遊技機工業株式会 社 （吉田 秀一）	東京都千代田区内神田一丁目 5番4号	5920	
	"	ビッグマネー	株式会社バルテック	株式会社バルテック （中野 純弘）	大阪府大阪市北区東天満二丁 目1番2号	5923	
	"	アラジンA	サミー株式会社	サミー株式会社 （里見 治）	東京都豊島区東池袋二丁目23 番2号	5924	
	"	オオタコスロ2	株式会社エレコ	株式会社エレコ （小森富美雄）	東京都江東区有明三丁目1番 地25	5932	
	"	ダークストライカー	株式会社ダイドー	株式会社ダイドー （賣田 久治）	東京都渋谷区東二丁目23番3 号	5937	

"	ガイアマックス	株式会社西陣	株 式 会 社 西 陣 (藤原 窓)	東京都千代田区平河町一丁目 4番3号	5940
"	ボーナスジャム - 30	株式会社ネット	株 式 会 社 ネ ッ ト (国本 幸司)	大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁4 番5号	5941
"	ハウンドドッグ	"	"	"	5942

### 選挙管理委員会告示

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成14年2月8日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

#### 政治団体の収支報告書の要旨

#### 第12条関係

平成12年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第二選挙区支部

報告年月日 H13.4.2

1 収入総額	67,402,069 円
前年繰越額	7,521,684 円
本年収入額	59,880,385 円
2 支出総額	66,579,228 円
3 翌年繰越額	822,841 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(10,895人)	11,282,600 円
寄附	20,270,000 円
個人分	3,740,000 円
団体分	14,130,000 円
政治団体分	2,400,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	28,324,000 円
自由民主党本部	20,000,000 円
自由民主党愛媛県支部連合会	5,324,000 円
自由民主党今治支部	3,000,000 円
その他の収入	3,785 円
1件10万円未満のもの	3,785 円

#### 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

渡辺 貢	200,000 円	今 治 市
三宅 正信	1,000,000 円	松 山 市
伊藤 剛吉	120,000 円	西 条 市
西原 孝典	120,000 円	伊 予 三 島 市
近藤 栄一	1,500,000 円	今 治 市
本宮 勇	300,000 円	今 治 市
佐藤 洋一	500,000 円	千 葉 県 柏 市

(団体分)

瀬戸内カッター工業	120,000 円	今 治 市
-----------	-----------	-------

日本食研	1,000,000 円	今 治 市
佐保開発	120,000 円	松 山 市
石丸建設	120,000 円	上浮穴郡久万町
美川建設	120,000 円	上浮穴郡美川村
ララ	240,000 円	新 居 浜 市
中岡組	120,000 円	上浮穴郡美川村
面河建設	120,000 円	上浮穴郡面河村
久保建設	180,000 円	上浮穴郡久万町
越智電機産業	100,000 円	今 治 市
横河電機	300,000 円	東京都武蔵野市
所沢リース	120,000 円	埼玉県所沢市
松南園	120,000 円	松 山 市
ランドブレイン	120,000 円	東京都千代田区
東邦電気	480,000 円	神奈川県横浜市
四国タオル工業組合	200,000 円	今 治 市
三ツ桃青果	60,000 円	松 山 市
ハートウェル	300,000 円	今 治 市
丸馬	150,000 円	今 治 市
丸馬住宅	150,000 円	今 治 市
マサミオート	120,000 円	埼玉県越谷市
瀬戸内運輸	100,000 円	今 治 市
サンデンサービス	1,000,000 円	松 山 市
ライオン電気	120,000 円	今 治 市
ワールドパック	500,000 円	今 治 市
伯方造船	240,000 円	越智郡伯方町
大和建設	120,000 円	越智郡伯方町
相互建材	120,000 円	越智郡伯方町
日電	240,000 円	今 治 市
小林組	120,000 円	越智郡波方町
芳栄工業	120,000 円	越智郡波方町
マルマストリグ	120,000 円	今 治 市
ぎの設計事務所	120,000 円	今 治 市
今治合同製パン	120,000 円	今 治 市
日浅	120,000 円	今 治 市
伯方環境センター	240,000 円	越智郡伯方町
伯塩産業	120,000 円	越智郡伯方町
白雪建設	120,000 円	越智郡伯方町
カネキ水産	120,000 円	越智郡宮窪町
伊藤建設	120,000 円	新 居 浜 市
丸三産業	120,000 円	越智郡吉海町
馬越海運	120,000 円	越智郡吉海町
田窪工業所	360,000 円	東 予 市
東京管理	1,010,000 円	東京都豊島区
経営情報センター	120,000 円	東京都千代田区
富士建設	120,000 円	越智郡伯方町
林塩化工業所	120,000 円	新 居 浜 市
日鮮海運	120,000 円	越智郡伯方町
せんば	120,000 円	越智郡伯方町
三和商事	120,000 円	越智郡伯方町
伊予建設工業	120,000 円	越智郡伯方町
潮冷熱	120,000 円	越智郡大西町
北四国製菓	120,000 円	越智郡玉川町
サンコー設計	120,000 円	今 治 市

鳥安漆器	120,000円	今 治 市
伯方建設	120,000円	越智郡伯方町
ワタナベプリント	320,000円	今 治 市
南海運送	120,000円	温泉郡中島町
大島石材工業	120,000円	今 治 市
セカイフジ	360,000円	今 治 市
野間組	120,000円	越智郡伯方町
愛媛緑地	120,000円	今 治 市
上徳工業	120,000円	今 治 市
秋山工業	240,000円	新 居 浜 市
シャディギフトかんお	360,000円	今 治 市
瀬戸内ギフト	240,000円	今 治 市
ライフブレイン	240,000円	西 条 市
アリマ	120,000円	松 山 市
今治ライン工業	120,000円	今 治 市
東洋道路	120,000円	越智郡玉川町
拓明建設	120,000円	上浮穴郡柳谷村
(政治団体分)		
T K C 全国政経研究会	600,000円	東京都新宿区
T K C 四国地域政経研究会	200,000円	香川県高松市
愛媛県石油政治連盟	200,000円	松 山 市
愛媛県果樹政治連盟	300,000円	松 山 市
日本商工連盟	600,000円	東京都中央区
西和会愛媛県支部	100,000円	松 山 市
愛媛県社会保険労務士政治連盟	200,000円	松 山 市
愛媛県トラック運送事業政治連盟	200,000円	松 山 市

## 6 支出の内訳

経常経費	24,182,313円
人件費	17,678,500円
光熱水費	1,027,823円
備品・消耗品費	2,197,425円
事務所費	3,278,565円
政治活動費	42,396,915円
組織活動費	7,033,182円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,081,133円
宣伝事業費	4,081,133円
寄附・交付金	31,282,600円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)

31,282,600円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第二選挙区支部

報告年月日 H13.4.2

1 収入総額	68,502,069円
前年繰越額	8,621,684円
本年收入額	59,880,385円
2 支出総額	66,579,228円
3 翌年繰越額	1,922,841円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(10,895人)	11,282,600円
寄附	20,270,000円
個人分	3,740,000円
団体分	14,130,000円
政治団体分	2,400,000円

## 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

	28,324,000 円
自由民主党本部	20,000,000 円
自由民主党愛媛県支部連合会	5,324,000 円
自由民主党今治支部	3,000,000 円
その他の収入	3,785 円
1件10万円未満のもの	3,785 円

## 5 寄 附 の 内 訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

渡辺 貢	200,000 円	今 治 市
三宅 正信	1,000,000 円	松 山 市
伊藤 剛吉	120,000 円	西 条 市
西原 孝典	120,000 円	伊 予 三 島 市
近藤 栄一	1,500,000 円	今 治 市
本宮 勇	300,000 円	今 治 市
佐藤 洋一	500,000 円	千 葉 県 柏 市

(団体分)

瀬戸内カッター工業	120,000 円	今 治 市
日本食研	1,000,000 円	今 治 市
佐保開発	120,000 円	松 山 市
石丸建設	120,000 円	上 浮 穴 郡 久 万 町
美川建設	120,000 円	上 浮 穴 郡 美 川 村
ララ	240,000 円	新 居 浜 市
中岡組	120,000 円	上 浮 穴 郡 美 川 村
面河建設	120,000 円	上 浮 穴 郡 面 河 村
久保建設	180,000 円	上 浮 穴 郡 久 万 町
越智電機産業	100,000 円	今 治 市
横河電機	300,000 円	東 京 都 武 蔵 野 市
所沢リース	120,000 円	埼 玉 県 所 沢 市
松南園	120,000 円	松 山 市
ランドブレイン	120,000 円	東 京 都 千 代 田 区
東邦電気	480,000 円	神 奈 川 県 横 浜 市
四国タオル工業組合	200,000 円	今 治 市
三ツ桃青果	60,000 円	松 山 市
ハートウェル	300,000 円	今 治 市
丸馬	150,000 円	今 治 市
丸馬住宅	150,000 円	今 治 市
マサミオート	120,000 円	埼 玉 県 越 谷 市
瀬戸内運輸	100,000 円	今 治 市
サンデンサービス	1,000,000 円	松 山 市
ライオン電気	120,000 円	今 治 市
ワールドパック	500,000 円	今 治 市
伯方造船	240,000 円	越 智 郡 伯 方 町
大和建设	120,000 円	越 智 郡 伯 方 町
相互建材	120,000 円	越 智 郡 伯 方 町
日電	240,000 円	今 治 市
小林組	120,000 円	越 智 郡 波 方 町
芳栄工業	120,000 円	越 智 郡 波 方 町
マルマストリグ	120,000 円	今 治 市
ぎの設計事務所	120,000 円	今 治 市
今治合同製パン	120,000 円	今 治 市
日浅	120,000 円	今 治 市

伯方環境センター	240,000 円	越智郡伯方町
伯塩産業	120,000 円	越智郡伯方町
白雪建設	120,000 円	越智郡伯方町
カネキ水産	120,000 円	越智郡宮窪町
伊藤建設	120,000 円	新居浜市
丸三産業	120,000 円	越智郡吉海町
馬越海運	120,000 円	越智郡吉海町
田窪工業所	360,000 円	東予市
東京管理	1,010,000 円	東京都豊島区
経営情報センター	120,000 円	東京都千代田区
富士建設	120,000 円	越智郡伯方町
林塩化工業所	120,000 円	新居浜市
日鮮海運	120,000 円	越智郡伯方町
せんば	120,000 円	越智郡伯方町
三和商事	120,000 円	越智郡伯方町
伊予建設工業	120,000 円	越智郡伯方町
潮冷熱	120,000 円	越智郡大西町
北四国製菓	120,000 円	越智郡玉川町
サンコー設計	120,000 円	今治市
鳥安漆器	120,000 円	今治市
伯方建設	120,000 円	越智郡伯方町
ワタナベプリント	320,000 円	今治市
南海運送	120,000 円	温泉郡中島町
大島石材工業	120,000 円	今治市
セカイフジ	360,000 円	今治市
野間組	120,000 円	越智郡伯方町
愛媛緑地	120,000 円	今治市
上徳工業	120,000 円	今治市
秋山工業	240,000 円	新居浜市
シャディギフトかんお	360,000 円	今治市
瀬戸内ギフト	240,000 円	今治市
ライフブレイン	240,000 円	西条市
アリマ	120,000 円	松山市
今治ライン工業	120,000 円	今治市
東洋道路	120,000 円	越智郡玉川町
拓明建設	120,000 円	上浮穴郡柳谷村
(政治団体分)		
T K C 全国政経研究会	600,000 円	東京都新宿区
T K C 四国地域政経研究会	200,000 円	香川県高松市
愛媛県石油政治連盟	200,000 円	松山市
愛媛県果樹政治連盟	300,000 円	松山市
日本商工連盟	600,000 円	東京都中央区
西和会愛媛県支部	100,000 円	松山市
愛媛県社会保険労務士政治連盟	200,000 円	松山市
愛媛県トラック運送事業政治連盟	200,000 円	松山市
6 支出の内訳		
経常経費	24,182,313 円	
人件費	17,678,500 円	
光熱水費	1,027,823 円	
備品・消耗品費	2,197,425 円	
事務所費	3,278,565 円	
政治活動費	42,396,915 円	
組織活動費	7,033,182 円	



機関紙誌の発行その他の事業費	4,081,133 円
宣伝事業費	4,081,133 円
寄附・交付金	31,282,600 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	
	31,282,600 円

## 第12条関係

平成11年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第二選挙区支部

報告年月日 H12.12.6

1 収入総額	52,226,239 円
前年繰越額	1,616,828 円
本年收入額	50,609,411 円
2 支出総額	44,704,555 円
3 翌年繰越額	7,521,684 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(25,383人)	27,052,200 円
寄附	10,980,000 円
個人分	2,000,000 円
団体分	8,580,000 円
政治団体分	400,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,577,210 円
自由民主党本部	11,500,000 円
自由民主党愛媛県支部連合会	777,210 円
自由民主党伯方支部	300,000 円
その他の収入	1 円
1件10万円未満のもの	1 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

伊藤洋八郎	1,000,000 円	西条市
日浅正司	1,000,000 円	越智郡朝倉村

(団体分)

トキワ工業	100,000 円	伊予三島市
ユニチャーム	300,000 円	東京都港区
紫愛会石川病院	200,000 円	川之江市
トーセン	1,000,000 円	今治市
三王ハウジング	300,000 円	新居浜市
林塩化工業所	120,000 円	新居浜市
ライオン電気	120,000 円	今治市
ララ	120,000 円	新居浜市
富士建設	120,000 円	越智郡伯方町
日電	240,000 円	今治市
伯方環境センター	240,000 円	越智郡伯方町
伯塩産業	120,000 円	越智郡伯方町
白雪建設	120,000 円	越智郡伯方町
大和建设	120,000 円	越智郡伯方町
日浅	120,000 円	今治市
相互建材	120,000 円	越智郡伯方町
日鮮海運	120,000 円	越智郡伯方町

カネキ水産	120,000 円	越智郡宮窪町
今治合同製パン	120,000 円	今 治 市
せんば	120,000 円	越智郡伯方町
愛媛放送	240,000 円	松 山 市
芳栄工業	120,000 円	越智郡波方町
小林組	120,000 円	越智郡波方町
三和商事	120,000 円	越智郡伯方町
伊予建設工業	120,000 円	越智郡伯方町
潮冷熱	120,000 円	越智郡大西町
伊藤建設	120,000 円	新 居 浜 市
北四国製菓	120,000 円	越智郡玉川町
マルマストリグ	120,000 円	今 治 市
ぎの設計事務所	120,000 円	今 治 市
丸三産業	120,000 円	越智郡吉海町
馬越海運	120,000 円	越智郡吉海町
サンコー設計	120,000 円	今 治 市
鳥安漆器	120,000 円	今 治 市
伯方建設	120,000 円	越智郡伯方町
田窪工業所	360,000 円	東 予 市
南海運送	120,000 円	温泉郡中島町
大島石材工業	120,000 円	今 治 市
セカイフジ	360,000 円	今 治 市
野間組	120,000 円	越智郡伯方町
上徳工業	120,000 円	今 治 市
秋山工業	340,000 円	新 居 浜 市
今治織物工業協同組合	100,000 円	今 治 市
愛媛緑地	120,000 円	今 治 市
越智電機産業	120,000 円	今 治 市
シャディギフトかんお	360,000 円	今 治 市
瀬戸内ギフト	240,000 円	今 治 市
ライフブレイン	240,000 円	西 条 市
(政治団体分)		
村上誠一郎後援会	400,000 円	今 治 市

## 6 支出の内訳

経常経費	16,926,905 円
人件費	14,532,550 円
光熱水費	823,563 円
備品・消耗品費	432,256 円
事務所費	1,138,536 円
政治活動費	27,777,650 円
組織活動費	235,650 円
機関紙誌の発行その他の事業費	622,000 円
宣伝事業費	622,000 円
寄附・交付金	26,830,000 円
その他の経費	90,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第二選挙区支部

報告年月日 H12.12.6

1 収入総額	51,826,239 円
前年繰越額	1,616,828 円
本年収入額	50,209,411 円
2 支出総額	43,204,555 円
3 翌年繰越額	8,621,684 円

## 4 本年收入の内訳

個人の党費・会費(25,383人)	27,052,200 円
寄附	10,580,000 円
個人分	2,000,000 円
団体分	8,580,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,577,210 円
自由民主党本部	11,500,000 円
自由民主党愛媛県支部連合会	777,210 円
自由民主党伯方支部	300,000 円
その他の収入	1 円
1件10万円未満のもの	1 円

## 5 寄 附 の 内 訳

(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
伊藤洋八郎	1,000,000 円	西 条 市
日浅 正司	1,000,000 円	越智郡朝倉村
(団体分)		
トキワ工業	100,000 円	伊 予 三 島 市
ユニチャーム	300,000 円	東 京 都 港 区
紫愛会石川病院	200,000 円	川 之 江 市
トーセン	1,000,000 円	今 治 市
三王ハウジング	300,000 円	新 居 浜 市
林塩化工業所	120,000 円	新 居 浜 市
ライオン電気	120,000 円	今 治 市
ララ	120,000 円	新 居 浜 市
富士建設	120,000 円	越智郡伯方町
日電	240,000 円	今 治 市
伯方環境センター	240,000 円	越智郡伯方町
伯塩産業	120,000 円	越智郡伯方町
白雪建設	120,000 円	越智郡伯方町
大和建设	120,000 円	越智郡伯方町
日浅	120,000 円	今 治 市
相互建材	120,000 円	越智郡伯方町
日鮮海運	120,000 円	越智郡伯方町
カネキ水産	120,000 円	越智郡宮窪町
今治合同製パン	120,000 円	今 治 市
せんば	120,000 円	越智郡伯方町
愛媛放送	240,000 円	松 山 市
芳栄工業	120,000 円	越智郡波方町
小林組	120,000 円	越智郡波方町
三和商事	120,000 円	越智郡伯方町
伊予建設工業	120,000 円	越智郡伯方町
潮冷熱	120,000 円	越智郡大西町
伊藤建設	120,000 円	新 居 浜 市
北四国製菓	120,000 円	越智郡玉川町
マルマストリグ	120,000 円	今 治 市
ぎの設計事務所	120,000 円	今 治 市
丸三産業	120,000 円	越智郡吉海町
馬越海運	120,000 円	越智郡吉海町
サンコー設計	120,000 円	今 治 市
鳥安漆器	120,000 円	今 治 市
伯方建設	120,000 円	越智郡伯方町

田窪工業所	360,000 円	東 予 市
南海運送	120,000 円	温泉郡中島町
大島石材工業	120,000 円	今 治 市
セカイフジ	360,000 円	今 治 市
野間組	120,000 円	越智郡伯方町
上徳工業	120,000 円	今 治 市
秋山工業	340,000 円	新 居 浜 市
今治織物工業協同組合	100,000 円	今 治 市
愛媛緑地	120,000 円	今 治 市
越智電機産業	120,000 円	今 治 市
シャディギフトかんお	360,000 円	今 治 市
瀬戸内ギフト	240,000 円	今 治 市
ライフブレイン	240,000 円	西 条 市

6 支出の内訳

経常経費	16,926,905 円
人件費	14,532,550 円
光熱水費	823,563 円
備品・消耗品費	432,256 円
事務所費	1,138,536 円
政治活動費	26,277,650 円
組織活動費	235,650 円
機関紙誌の発行その他の事業費	622,000 円
宣伝事業費	622,000 円
寄附・交付金	25,330,000 円
その他の経費	90,000 円

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

1月31日

愛媛県技術吏員 青 野 利 恵

願により本職を免ずる

正 誤

○正 誤

平成14年1月15日付け第1322号愛媛県告示第74号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇所	誤	正
48	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称の欄中上から4段目	川内長	川内町